

いじめ防止基本方針

～いじめ防止対策マニュアル～



いじめ防止基本方針

長柄町立長柄中学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) 基本方針

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

- ①学校「いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、長柄中学校の教職員の意見、および生徒・保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、生徒や保護者に取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

(3) 内容

- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
 - ア いじめの防止のための取組
 - イ 早期発見のための取組
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

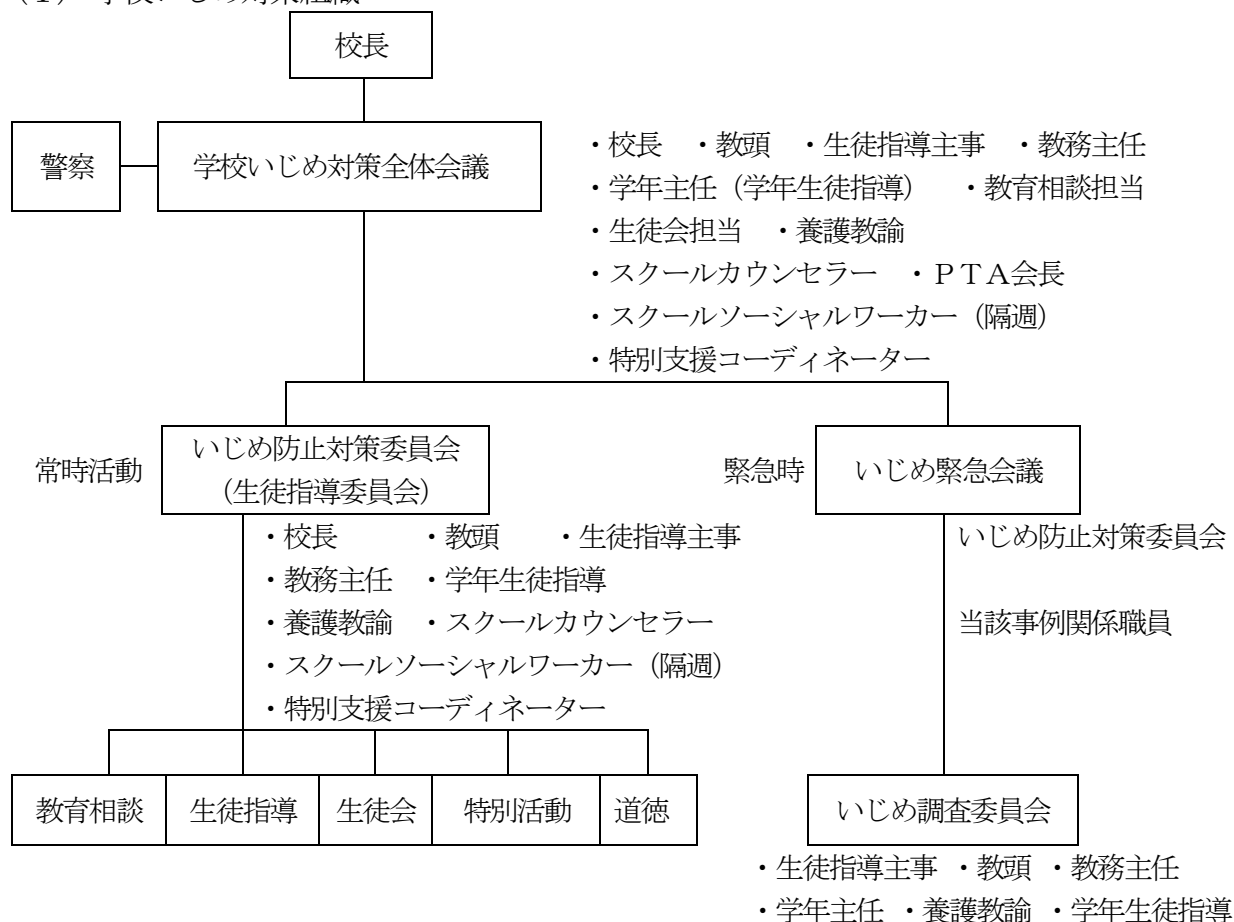
2 生徒の実態

いじめと疑われる主な行為

- (1) 冷やかしからかい、悪口等。
- (2) 軽くぶつかられる、たたかれる等。
- (3) 仲間はずれ。無視。
- (4) 金品を隠されたり、壊されたり。
- (5) パソコンや携帯電話、スマートフォンなどで誹謗中傷。
- (6) 嫌なことをされる。危険なことをされたりさせられる。
- (7) ひどくぶたれたり、蹴られる。
- (8) 金品をたかられる。

3 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 学校いじめ対策組織



(2) 年間計画

月	取 組
4	☐ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ☐ 基本方針の確認 ☐ いじめに関するアンケートについての確認
5	☐ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ☐ いじめに関するアンケート ☐ hyper-QU テストの実施 ☐ SCによるカウンセリング（全学年）
6	☐ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ☐ SCによるカウンセリング（全学年） ☐ 教育相談
7	☐ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ☐ SCによるカウンセリング（全学年） ☐ 保護者面談
9	☐ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ☐ SCによるカウンセリング（全学年）
10	☐ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ☐ いじめに関するアンケート ☐ SCによるカウンセリング（全学年）

11	○いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ○ＳＣによるカウンセリング（全学年） ○教育相談
12	○いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ○ＳＣによるカウンセリング（全学年） ○保護者面談
1	○いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ○いじめに関するアンケート ○ＳＣによるカウンセリング（全学年）
2	○いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ○ＳＣによるカウンセリング（全学年） ○教育相談
3	○いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ○ＳＣによるカウンセリング（全学年） ○教育相談のまとめ、今年度のまとめ ○基本方針の確認（次年度に向けた内容の見直し） ○いじめに関するアンケートについての確認（次年度に向けた内容の見直し）

4 いじめに対する取組

(1) いじめの防止のための取組

- ①生徒には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「いじめ防止基本方針」を公開し、いじめ防止に対する方針や取組の状況を伝える。
- ③教職員の言葉が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように配慮する。
- ④過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発しないよう努める。
- ⑤生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開を目指す。
- ⑥道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- ⑦いのちを大切にするキャンペーン等、生徒会活動の充実を図り、生徒が主体となったいじめ撲滅の取組を支援する。
- ⑧生徒指導委員会を隔週で行い、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア アンケート調査や面談等

- ① 学期毎に、いじめに関する調査を行う。教育相談活動と連携を図る。
- ② アンケート調査をもとに、担任及び希望する教職員（６月・１１月）と希望する教職員（２月）の教育相談を行う。
- ③ hyper-QU テストを実施し、実態把握に努める。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、教頭（生徒指導主事）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②「いじめゼロ宣言」を周知し、「話す勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での生徒の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。

- ②生活ノートの活用により、生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する等、日常的いじめの早期発見に取り組む。
- ⑤いじめを知った場合は、学校の相談窓口に連絡する旨、保護者に周知する。
- ⑥外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

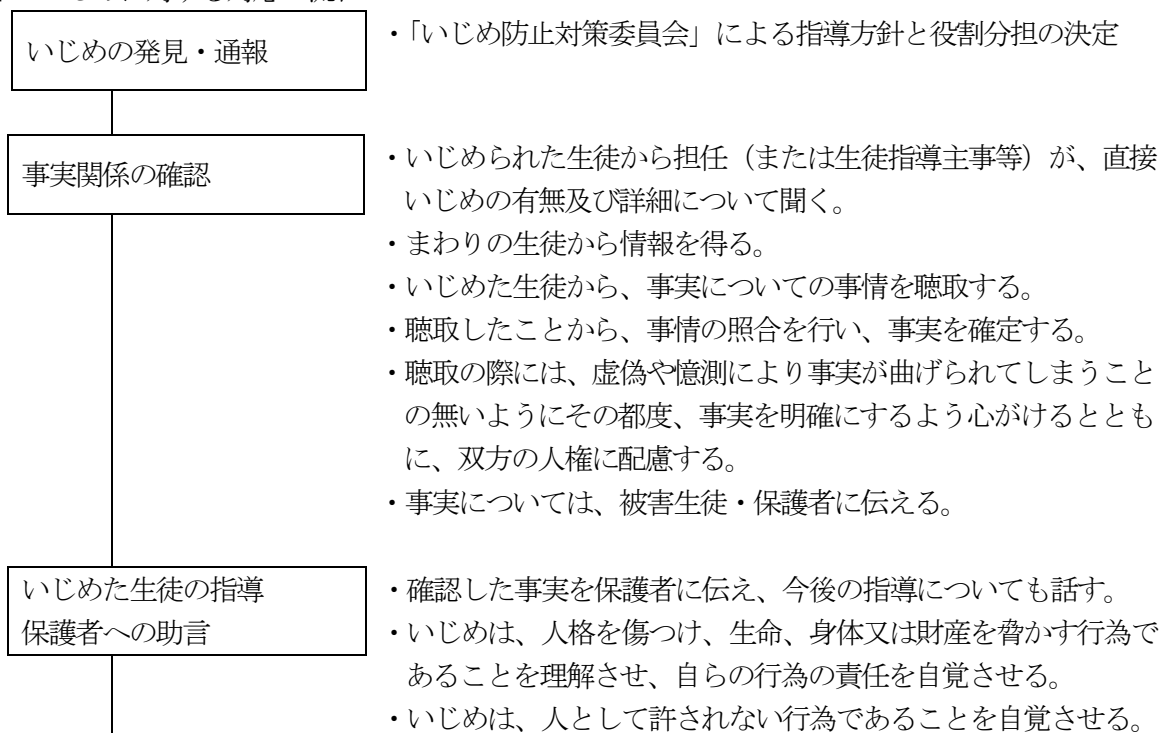
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0－4 1 5－4 4 6
24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0－0－7 8 3 1 0
Eメール相談（子どもと親のサポートセンター）	saposoudan@chiba-c.ed.jp
子どもの人権110番	0 1 2 0－0 0 7－1 1 0
千葉いのちの電話	0 4 3－2 2 7－3 9 0 0
チャイルドライン千葉	0 1 2 0－9 9－7 7 7 7
東上総教育事務所相談室	2 3－4 4 6 0
千葉県警察外房地区少年センター	2 2－3 7 4 1

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害生徒のケアを最優先とするが、被害生徒、加害生徒ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



	・加害者や周辺生徒へ聞き取りをする場合、暴言や威圧等、不適切な聴取方法を禁止する。 ・いじめを生んだ生徒の背景も目に向け、加害生徒の人格の発達や自己実現に向けての目標を持たせる。 ・場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談をする。
いじめが起きた 集団への対応	・はやし立てるなど、同調していた生徒には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。 ・見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
いじめられた生徒のケア	・被害生徒が通常の学校生活に戻るよう、いじめ防止対策委員会で方針と分担を決める。 ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。 ・保護者との連携を密にする。 ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。
ネットいじめへの対応	・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。 ・関係機関と連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。 ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。 ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。 ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。 ・外部機関と連携し、出前授業を行ってもらう。

(4) いじめが解消している状態

①被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

②いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3カ月を目安）していること

※3カ月経過後、本人のおよび、保護者にいじめにかかる行為が止んでいることを確認する必要がある。

5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法 第28条）

ア いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

①自殺を企図した場合

②心身に重大な障害を負った場合

③金品に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされた場合（欠席は30日を目安）

①生徒や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法 第30条）

ア 重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

ア 連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長 → 教育委員会

イ 学校いじめ対策組織の招集（いじめ防止対策推進法 第28条）

①いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。

②いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主事が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

ウ 事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策推進法 第28条）

①調査にあたっては、いじめを受けた生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

- ・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- 当該生徒及び関係職員、関係生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

- 当該生徒の学校復帰が阻害されることの無いように、当該生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を最優先にする。

- ・いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。

- 関係職員、関係生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

- ・調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた生徒及び保護者に結果の提供を行う。

- 調査結果については、長柄町教育委員会に結果の報告を行う。

エ いじめた生徒への指導

①いじめた生徒への指導については、「4 （3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。

②学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察と連携をとる。

③報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた生徒の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。

④いじめられた生徒との人間関係の再構築、周りの生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

オ いじめられた生徒への指導

①いじめられた生徒への指導については、「4 （3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。

②いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該生徒の支援体制をとる。

③まわりの生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

6 公表、点検、評価等

(1) 基本方針等の公開

策定したいじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する。

(2) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価する。また、評価に関しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。このような取組を通して、策定したいじめ防止基本方針をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、保護者・生徒・教職員等により適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成27年2月2日 策定

令和4年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定

令和7年4月1日 改定